

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の 保険料額決定通知書をお送りします

七月上旬にお送りします

平成二十年四月から始まり  
ました長寿医療制度（後期高齢者  
医療制度）では、被保険者お一  
人おひとりに保険料をご負担い  
ただいています。その保険料額  
をお知らせする「平成二十年度  
後期高齢者医療保険料額決定通  
知書」を七月上旬にお送りしま  
す。

この保険料額は、平成十九年  
中の所得に心じて計算していま  
す。（左の表参照）

## 保険料のお支払い方法に ついて

四月から特別徴収（年金から  
の天引き）されている方  
平成二十年度保険料額から四  
六、八月の特別徴収額（仮徴

収額）を差し引いた残額が、  
十、十一月に分けて特別  
徴収されます。百円未満の端  
数は十月分で徴収されます。  
ただし、保険料額によって、  
特別徴収から普通徴収（納付  
書や口座振替等でお支払い）  
に変わる場合があります。

長寿医療制度（後期高齢者医  
療制度）の被保険者となる直  
前に被用者保険（政府管掌健  
康保険、健康保険組合、共済組  
合など）の被扶養者だった方  
九月までは軽減措置により保  
険料は徴収されません。十月  
から平成二十一年三月までの  
間に軽減後の額（二千九十九  
六円）が特別徴収、または普  
通徴収により徴収されます。

なお、軽減措置対象の方で  
年金から仮徴収をされている  
方につきましては、後日還付  
させていただきまますので了  
承ください。

前記の、以外の方  
七月から普通徴収でお支払い  
いただくこととなります。普  
通徴収の納期は七月から翌年  
三月までの毎月九回です。

ただし、普通徴収の方でも  
十月以降に特別徴収に変更に  
なる場合があります。その際  
には、特別徴収に関する通知  
書を事前にお送りします。

特別徴収の対象となる年金額  
が年額十八万円未満の方や介  
護保険料と後期高齢者医療保  
険料を合わせた額が特別徴収  
の対象となる年金額の二分の  
一を超える場合などは、特別  
徴収されず、普通徴収でお支  
払いいただくこととなります。  
災害で大きな損害を受けられ  
たとき、所得の著しい減少が  
あったとき、他の被保険者や  
世帯主が死亡したことなどに  
より、世帯の所得が軽減判定  
基準以下となるとき、一定期  
間給付の制限を受けたときに  
は、申請により保険料の減免  
を受けることができます。場合  
があります。詳しくは保険・医  
療課にご相談ください。

お問い合わせ  
市民生活部保険・医療課  
（滝野庁舎）  
☎ 48・3004

保険料の詳細については、兵  
庫県後期高齢者医療広域連合  
事務局（☎ 078・326・  
2021）へお問い合わせせ  
ください。

お問い合わせ  
兵庫県厚生農業協同組合連合会  
☎ 078・333・6260

## 特定健康診査 未受診の方へ

四十歳から七十四歳の国民健  
康保険加入者や健康保険などの  
被扶養者で、特定健康診査をま  
だ受けておられない方を対象に  
集団健診を実施します。（がん  
検診は実施しません）  
対象者

次の条件をすべて満たす方  
四十歳から七十四歳までの方  
まちぐるみ総合健診や会社な  
どで、特定健康診査を受診さ  
れていない方

兵庫県厚生農業協同組合連合  
会（JA兵庫厚生連）と契約し  
ている健康保険などの被扶養  
者であるか、国民健康保険、建  
設国民健康保険などの被保険  
者である方

特定健康診査は年一回しか受  
診できません。  
実施日  
九月二十四日水、二十五日木、  
二十六日金、二十九日月の内  
JA兵庫厚生連が指定した日  
場所 社中央体育館

申し込み  
受診していただくには、申し  
込みが必要です。詳しくは、今月  
の広報かとうと一緒に配りし  
たパンフレットをご覧ください。

お問い合わせ  
兵庫県厚生農業協同組合連合会  
☎ 078・333・6260

## 保険料の計算方法

### 所得割額

（平成19年中の  
総所得金額等<sup>1</sup> - 330,000円）8.07%

+

### 均等割額

43,924円<sup>2</sup>

=

平成20年度保険料額  
（最高限度額50万円）

- 1 総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。ただし、ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除など）は含みません。
- 2 平成19年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の総所得金額等が一定金額以下の場合には均等割額が軽減されます。